

別表第2（第12条関係）

障害程度区分等		費用額		
		4時間以下の場合	4時間を超え8時間以下の場合	8時間を超える場合
障害者	区分6	2,230円	4,450円	6,680円
	区分5	1,890円	3,790円	5,680円
	区分4	1,560円	3,120円	4,680円
	区分3	1,410円	2,810円	4,220円
	区分2	1,230円	2,450円	3,680円
	区分1			
障害児	区分3	1,890円	3,790円	5,680円
	区分2	1,480円	2,970円	4,450円
	区分1	1,230円	2,450円	3,680円
	重症心身障害児その他これに類する障害児で市長が認める者が聖隷おおぞら療育センターを利用する場合	6,000円	12,000円	18,000円

備考 「障害程度区分等」とは、次に掲げる区分に応じ、次に定める障害者等の区分をいう。

- (1) 障害者 法に基づく障害程度区分
- (2) 障害児 障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき厚生労働大臣が定める区分